

# 今後の協議会の進め方（案）

資料 6

1. 今後の協議会の運営にあたっては、以下のとおり進めていくこととする。

① 協議会は、事業の進捗等を確認するために、毎年度1回は開催する。

② 実務的・専門的な内容に関する議論を行う場合等においては、協議会の円滑な進行を図るため、実務者会議を設置の上議論できることとし、その内容は協議会へ報告する。

- 実務者会議の構成員は、国、自治体、関係漁業者の組織する団体、選定事業者のほか必要に応じて専門家等を含めることを想定。
- 実務者会議の議論事項としては以下を想定。
  - (A) 地域や漁業との協調・共生策（基金の透明性の確保、共生策の内容等）  
【2027年12月（運転開始の1年前）までに基金設置及び共生策実施に向けた検討を行うこととする。】
  - (B) 必要に応じて実施することとしている環境監視や環境影響評価の事後調査について、内容や実施時期・頻度、影響有無の判断方法、情報公開の方法等【工事中及び供用後に実施要否を協議会で判断】

2. 次回の協議会は選定事業者による漁業影響調査手法とりまとめ【2023年内目処】の後に開催し、当該影響調査手法について選定事業者から報告をいただくとともに、協議会意見とりまとめの留意事項に照らした取組内容のうち、関係者間で協議・調整を行う事項について、選定事業者から調整状況を報告いただく。